

# 第5次佐倉市障害者計画（案）

<平成28（2016）年度～平成32（2020）年度>

平成28年 月

佐倉市



## 目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 障害者施策をめぐる近年の動き	2
3 計画策定の基本方針	5
4 計画期間	7
第2章 障害福祉を取り巻く状況	8
1 障害者手帳等の所持者数	8
2 障害者福祉施策の現状及び今後取り組むべき課題	12
第3章 第5次障害者計画における取組み	17
1 啓発・広報の充実	17
2 相談支援体制の充実	19
3 サービス提供基盤（生活支援サービス）の充実	21
4 社会参加の促進	23
5 障害のある子どもへの支援の充実	25
6 障害者差別解消に向けた取組み	27
7 計画の進行管理	29
資料編 用語解説	30

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

---

佐倉市では、障害の有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、認め合い支え合う社会の実現を目指して、障害者施策を推進してきました。

障害者計画は障害者基本法に規定され、障害者の施策に関する基本的な方針を定めるもので、市では国、県の計画を参考にして、平成10年3月に「佐倉市障害者計画 自立支援さくらプラン ～まちに出よう 風を受けよう 空を見よう～」(平成10年度～平成14年度)を策定しました。その後、平成15年度から平成19年度までを期間とする第2次計画、平成20年度から平成22年度までを期間とする第3次計画、平成23年度から平成27年度までを期間とする第4次計画を策定し、障害者施策を総合的・計画的に推進しています。

国では、平成18年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」の締結に先立ち、障害者基本法の一部改正、「障害者虐待防止法」の施行、「障害者自立支援法」を改正した「障害者総合支援法」の施行、「障害者差別解消法」の成立などの法整備を行ってきました。これら一連の国内法の整備を経て、平成26年1月に条約が批准され、障害者の権利の実現に向けた取り組みが、一層強化されることになりました。

市では、このような障害者制度改革の動向を踏まえ、障害のある人を取り巻く社会情勢の変化などに的確に対応し、障害者福祉施策の一層の推進を図るため、新たに「第5次佐倉市障害者計画」を策定することとしました。

## 2 障害者施策をめぐる近年の動き

---

### ■「障害者基本法」の改正■

平成 23 年 8 月公布・施行。この法律においては、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるという理念にのっとり、すべての人が相互に人格と個性を尊重する「共生社会」を実現することを目的に掲げています。また、障害者の定義が見直され、制度の慣行、観念などを含む「社会的障壁により日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする定義が追加されるとともに、そのような社会的な障壁を取り除くための配慮を求めています。これらをもとに、地域社会での生活の選択の機会、意思疎通の手段の選択の機会、共に学ぶ教育、雇用の安定と促進など、あらゆる場面における差別の禁止と合理的配慮のための方向性が定められています。

### ■「障害者虐待防止法」の成立■

平成 23 年 6 月公布、平成 24 年 10 月施行。正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。この法律において虐待とは、養護者によるもの、障害者福祉施設従事者などによるもの、使用者によるものがあり、その類型としては、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待、ネグレクト（放置・怠慢）の行為すべてを指します。また、市町村において虐待の早期発見と防止策を講じる責務を明記するとともに、発見者には市町村への通報義務が課せられています。

### ■「児童福祉法」の改正■

平成 22 年 12 月公布、平成 24 年 4 月施行。障害別に分かれていた障害児施設・事業を一元化し、通所による支援を「障害児通所支援」、入所による支援

を「障害児入所支援」とする児童福祉法の改正が行われました。また、様々な障害があっても身近な地域で適正な支援が受けられるよう、障害児通所支援の実施主体を市町村とし、児童発達支援センターを中心とした児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などのサービスが創設されています。

#### ■「障害者総合支援法」の成立■

平成 24 年 6 月公布、平成 25 年 4 月施行。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。従来の障害者自立支援法に替わる法律として、障害福祉サービスの提供などについて定められるとともに、障害者総合支援法では障害福祉サービスなどの対象となる障害者の範囲に難病なども含まれることも定められました。

#### ■「障害者雇用促進法」の改正■

平成 25 年 6 月公布、平成 28 年 4 月 1 日施行。これまでも法定雇用率制度の見直しなどが行われてきましたが、この改正においては、雇用の分野における障害を理由とする差別的な取り扱いが禁止されること、合理的配慮の提供の義務などが盛り込まれました（法定雇用率算定に精神障害者を加えることは平成 30 年 4 月 1 日から施行）。

#### ■「障害者差別解消法」の成立■

平成 25 年 6 月公布、平成 28 年 4 月 1 日施行。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。この法律においては、障害者基本法に定めた差別の禁止と合理的な配慮の規定を具体化するため、国・地方自治体などにおける障害を理由とする差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取組みに関する対応要領を定めることなどが規定されています。

### ■「第3次障害者基本計画」の策定■

平成 25 年9月策定。平成 25 年度から平成 29 年度までの5年間を計画期間とし、国の障害者施策の基本的方向について定められています。この計画では、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の制定などを踏まえ、地域における共生、差別の禁止、自己決定の尊重などの基本原則を強化するとともに、施策分野として「安全・安心」、「差別の解消及び権利擁護の推進」、「行政サービス等における配慮」の3つの分野が新設されています。

### ■「障害者権利条約」の批准■

平成 18 年 12 月採択。正式名称は「障害者の権利に関する条約」。第61回国連総会において、障害のある人に対する差別を禁じ、社会参加を促進することを目的とした「障害者権利条約」が採択されました。障害のある人を対象とした人権条約は初めてで、世界人口の約1割、約6億5,000万人（国連推計）とされる障害のある人の権利拡大につながるものと期待されています。この条約は、20か国が批准した平成20年5月に発効しています。日本は、平成19年に署名し、必要な国内制度の改正ののち、平成26年1月に批准しました。

### ■「難病医療法」の成立■

平成 26 年5月公布、平成 27 年1月施行。正式名称は「難病の患者に対する医療等に関する法律」。この法律においては、難病の治療研究を進め、疾病の克服を目指すとともに、難病患者の社会参加を支援し、難病にかかっても地域で尊厳を持って生きられる共生社会の実現を目指すことが理念として掲げられています。また、難病の患者に対する医療費助成を法定化し、その対象を拡大するとともに、相談、福祉サービス、就労や社会参加への支援も充実することなどが定められています。

### 3 計画策定の基本方針

---

本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき策定する障害者のための施策に関する基本的な計画です。国における障害者基本計画及び県の障害者計画を基本とし、本市における障害者の状況等を踏まえた障害者施策の総合計画として策定します。

また、本市の地域福祉計画、高齢者福祉・介護計画、子ども・子育て支援事業計画その他関連計画との調和が保たれるよう配慮します。

#### ※障害者基本計画（国）

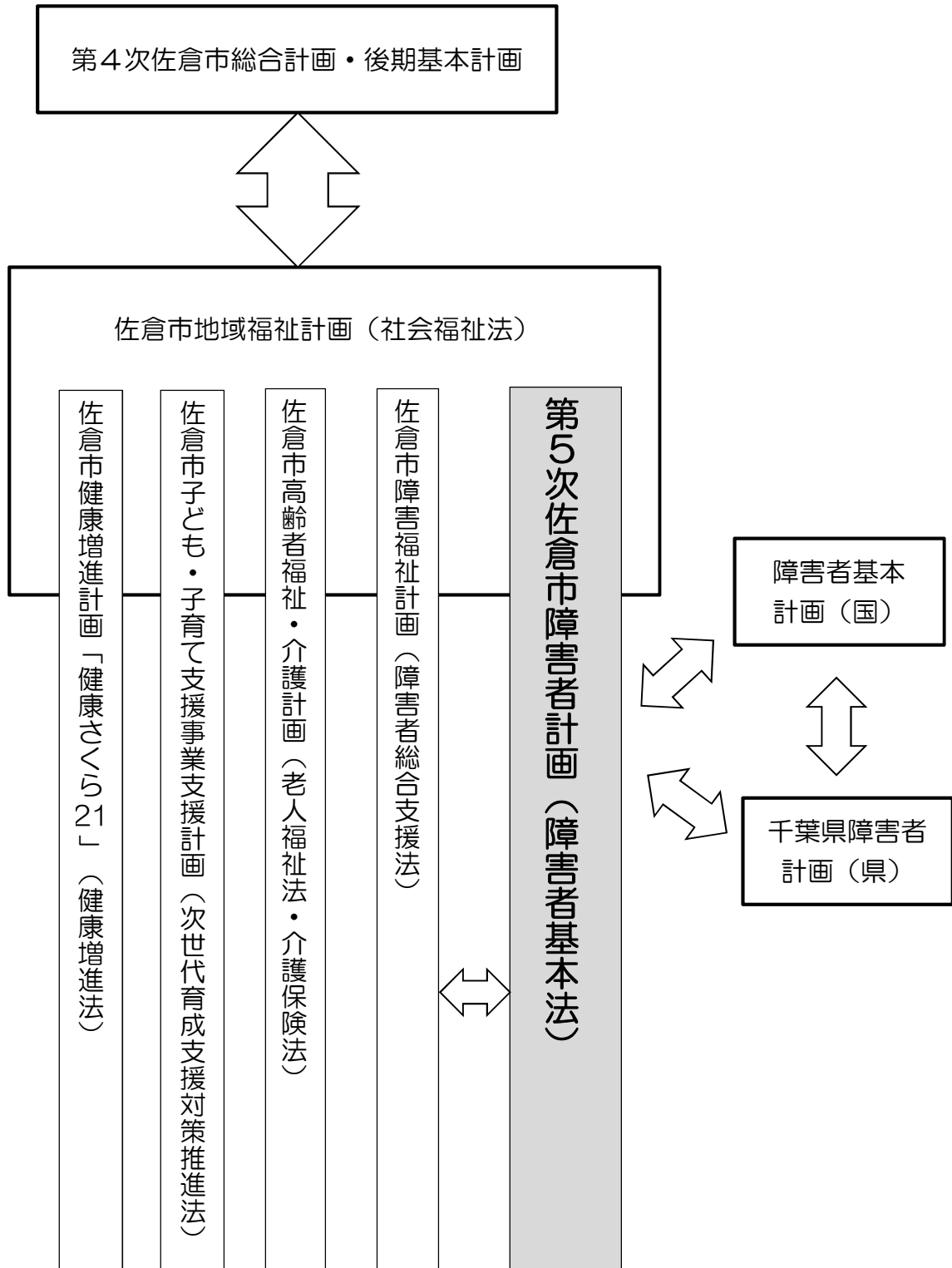
障害者基本計画（第3次）：計画期間（平成25年度～29年度までの5年間）  
国は旧基本計画の満了にあたり、障害者政策委員会でまとめられた「新『障害者基本計画』に関する障害者政策委員会の意見」を踏まえ、「障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障害者の自立と社会参加の支援等のための施策の一層の推進をはかる」としています。

#### ※千葉県障害者計画

第五次千葉県障害者計画：計画期間（平成27年度～29年度までの3年間）  
障害者施策を総合的かつ着実に進展を図るための計画で、健康福祉分野をはじめ、入所施設から地域生活への移行の推進、障害者の権利擁護、療育支援、相談支援、就労、障害特性に応じた支援、教育、生活環境、情報コミュニケーション、安全・安心など幅広い分野を対象としています。



## 第5次佐倉市障害者計画及び関連する市の計画



## 4 計画期間

「第5次佐倉市障害者計画」は、その目標年度を「第5期佐倉市障害福祉計画」において想定される計画期間の目標年度と整合させることとし、計画期間を平成28年度から32年度までの5年間とします。

第3次障害者基本計画（国）、第五次千葉県障害者計画は、目標年度を平成29年度としていることから、国、県の次期計画の策定動向等により、本計画も必要に応じて所要の見直しを行うこととします。

### 関連する計画及び計画期間

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
佐倉市障害者計画	第4次		第5次計画				
佐倉市障害福祉計画		第4期計画			第5期計画		
障害者基本計画（国）	第3次計画						
千葉県障害者計画		第5次計画					
佐倉市地域福祉計画		第3次計画					

## 第2章 障害福祉を取り巻く状況

### 1 障害者手帳等の所持者数

---

#### 1) 障害者手帳所持者の推移

平成27年3月末現在の佐倉市の各種障害者手帳の所持者の総数は6,772人で、5年前（平成22年3月末）の時点と比較すると、1,638人（31.9%）の増となっています。

内訳は、身体障害者が996人（25.8%）、知的障害者が193人（27.7%）、精神障害者が449人（76.6%）の増で、特に精神障害者手帳の取得が増えています。

障害者手帳所持者数の推移 各年3月31日現在（単位：人）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
身体障害者	3,853	4,113	4,577	4,749	4,879	4,849
知的障害者	695	725	734	779	813	888
精神障害者	586	715	800	882	936	1,035
合計	5,134	5,553	6,111	6,410	6,628	6,772

## 2) 身体障害者

身体障害者手帳所持者 4,849 人のうち、40 歳以上は 4,517 人(93.2%)、65 歳以上は 3,371 人 (69.5%) で高齢者の比率が高い傾向があります。障害種別でみると、肢体不自由が 2,663 人 (54.9%) と一番多く、続いて内部障害が 1,487 人 (30.7%) となっています。

障害種別の人数 平成27年3月31日現在 (単位: 人)

	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	合計
18 歳未満	4	14	0	52	18	88
18 歳以上 40 歳未満	21	37	3	137	46	244
40 歳以上 65 歳未満	61	60	12	658	355	1,146
65 歳以上	212	229	46	1,816	1,068	3,371
合計	298	340	61	2,663	1,487	4,849

等級別の人数 平成27年3月31日現在 (単位: 人)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
18 歳未満	40	11	21	4	7	5	88
18 歳以上 40 歳未満	85	42	40	35	18	24	244
40 歳以上 65 歳未満	423	173	154	287	62	47	1,146
65 歳以上	1,165	487	496	921	140	162	3,371
合計	1,713	713	711	1,247	227	238	4,849

### 3) 知的障害者

療育手帳所持者 888 人のうち、重度は 348 人 (39.2%) で、更にそのうちの 271 人 (72.4%) が 18 歳以上となっています。

療育手帳の所持者の人数 平成 27 年 3 月 31 日現在 (単位: 人)

	重 度	中 度	軽 度	合 計
18 歳未満	77	53	115	245
18 歳以上	271	187	185	643
合 計	348	240	300	888

### 4) 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳所持者 1,035 人の等級別の状況は、1 級が 173 人 (16.7%)、2 級が 650 人 (62.8%)、3 級が 212 人 (20.5%) となっています。5 年前(平成 22 年 3 月末)の時点と比較すると、1 級が 75 人(76.5%)、2 級が 312 人 (92.3%)、3 級が 62 人 (41.3%) と大きく増加しています。また、自立支援医療 (精神通院医療) 受給者数は、2,295 人となっており、5 年前の時点と比較すると、644 人 (39.0%) の増となっています。

精神手帳所持者の人数 各年 3 月 31 日現在 (単位: 人)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
1 級	98	125	135	145	154	173
2 級	338	395	467	529	575	650
3 級	150	195	198	208	207	212
合 計	586	715	800	882	936	1,035

自立支援医療 (精神通院医療) 受給者数 各年 3 月 31 日現在 (単位: 人)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
自立支援医療 受給者数 (精神通院医療)	1,651	1,865	1,965	2,122	2,191	2,295

#### 4) 難病患者

平成 26 年 3 月 31 日現在における特定疾患治療研究費の受給件数は、1,216 件で、受給件数が多い疾患は、潰瘍性大腸炎が 203 件、パーキンソン病関連疾患が 184 件、全身性エリテマトーデスが 110 件となっています。

また、特定疾患治療研究費のうち、重症患者認定件数は、180 件となっています。

なお、平成 27 年 1 月から難病医療法が施行され、指定難病の医療費助成制度が法定化されました。

## 2 障害者福祉施策の現状及び今後取り組むべき課題

---

第5次障害者計画の策定にあたり、平成27年1月に「佐倉市障害福祉についての実態調査」を実施しました。

これに加えて、当事者の障害者団体との意見交換を実施し、第4次障害者計画の評価と、第5次計画の課題を次のように整理しました。

### (1) 啓発・広報の充実

障害者の自立と社会参加を促進し障害者に対する理解と認識を深めるため、毎年、権利擁護、生活支援、就労、精神、療育と多岐にわたる市民講座等を開催しており、多くのかたに参加いただいています。

しかし、市民講座の参加者は、障害者の支援などを行う関係者が多く、佐倉市障害者総合支援協議会等からは、障害者に対する理解の促進と啓発をより一層進めるよう意見が出されています。

第5次計画期間中においては、障害者が安心して生まれ育った地域で生活するために、障害のある人もない人も障害についての更なる理解を進めるための啓発・広報が必要です。

既に発信している情報の内容や提供方法を整理した上で、情報発信の拡充、市民講座等の啓発事業の拡充に努めていく必要があります。

また、学校教育の場における、幼少期から障害への理解促進を図るための福祉教育については、身体障害以外の障害についても理解が深まるよう啓発していく必要があります。

### (2) 相談支援体制の充実

平成24年度から、障害福祉サービスを利用する場合は、サービス等利用計画を作成することが義務づけられていますが、作成率は平成27年12月末時

点で約7割となっています。計画が適正に作成・運用されるよう、相談支援体制の充実に努めていく必要があります。

また、障害特性に応じた対応により、相談支援サービスを利用しやすくする必要があります。

そのひとつとして、障害者同士の共感に基づく支援であるピアサポート（ピアカウンセリング）などについても、他の相談支援と異なる有効性が期待されていることから研究していく必要があります。

介護保険サービスの対象となる障害者については、原則として介護保険サービスが優先して適用されることから、基本的には介護支援専門員（ケアマネジャー）が障害福祉サービスも含めた利用プランを作成すべきものとされています。そのため、介護支援専門員にも、障害福祉サービスに関する十分な知識が求められます。

実態調査の結果を見ると、悩みごとや困りごとは、家族や友人、医療機関などに相談する方が多く、障害者に対する身近な相談や障害福祉サービスの利用相談にあたり、「どういうサービスがあるのかわからない」「相談窓口はたくさんあるが、どこに相談したらよいかかわからない」という意見は少なくありません。

また、精神障害者の中には、地域の中で孤立したり、ひきこもっていること等により、相談支援をはじめとする福祉サービスを利用できていない人が多い状況にあります。

第5次計画期間中においては、相談支援体制の充実強化、相談支援事業の普及啓発を図るとともに、市の相談支援体制（相談支援事業所や基幹相談支援センター）と、県の相談支援体制（千葉県発達障害者支援センター（CAS）、千葉県千葉リハビリテーションセンター、中核地域生活支援センター、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」による広域専門指導員や地域相談員等）との連携や、情報提供方法についての見直しなどが必要です。

また、複雑化・多様化する相談内容に対応するため、医療や保健、教育、高



齢者福祉施策等、関係機関との連携を一層強化していく必要があります。

### (3) サービス提供基盤（生活支援サービス）の充実

実態調査では、住まいについて、自宅で家族と暮らすことを基本としつつも、障害者が生まれ育った地域で親、介護者の亡き後も安心して生活できる居住の場の充実を希望する意見が多く出されています。

また、障害者と親などの介護者がともに高齢化し、将来への不安を持ちながら在宅で生活せざるを得ない方々が数多くいることから、高齢化に対応する支援体制についての検討が必要です。

また、障害のある人も多くの方が佐倉市で将来にわたって住み続けていくことができるよう、住まいの場を確保する施設の整備や、在宅生活におけるサービス（居宅介護（ホームヘルプサービス）、同行援護、短期入所（ショートステイ）、意思疎通支援、移動支援等）の支援体制や、日中活動の場の充実についても検討をしていく必要があります。

更に、災害時における対応については、市では、これまでも佐倉市避難行動要支援者名簿の作成、福祉避難所設置にむけた協定の締結、災害備蓄品の充実など、災害時の対応強化に努めてきましたが、調査結果では、避難方法、避難所での生活、医薬品等の確保方法に不安を感じている人が多いことから、災害時の情報提供方法、避難行動をサポートするための体制整備、生活物資の提供体制の整備など、いざというときの安心を確保するための取組みが更に必要です。

### (4) 社会参加の促進

実態調査では、社会参加の機会としてスポーツやレクリエーション、旅行、買い物と答えている人が多くなっています。障害者がスポーツや文化活動などの余暇活動等に参加することは、個々人の心身の健康の面ばかりではなく、障害及び障害者への理解の促進や、障害のある人が自立した生活を送る機会につながり、ひいては、共生社会の実現にもつながるという効果が期待できます。

障害のある人の社会参加を支援し充実を図るために、より多くの活動機会を提供することや、そのための情報発信が重要な課題です。

また、参加しやすい環境づくりとして、施設等のバリアフリー化及び意思疎通支援の確保についてもさらに取り組んでいく必要があります。

障害者の一般就労については、平成25年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになり、民間企業2.0%、国、地方公共団体等2.3%、都道府県等の教育委員会2.2%となりましたが、まだ達成されていない状況です。

実態調査によると、就労の際に心配なこととして、障害の程度、健康状態や体力などの体調の不安に加えて、雇用者側に障害についての理解が必要と感じている人が多くいますので、市内の事業所に対して、障害への理解の促進を図る必要があります。

また、一般企業への就労支援とあわせて、就労支援事業所（就労移行支援、就労継続支援A型・B型）などの充実にも努めるとともに、事業所での生産量や業務量の増加、工賃向上を目指していく必要があります。

#### **（5）障害のある子どもへの支援の充実**

就学前の児童が通所する児童発達支援センターである「さくらんぼ園」では、療育相談事業や幼児ことばの教室等の障害児の早期療育を実施してきました。

しかし、調査結果では、保育・療育に関する情報が少ない、小学校の学校選択に不安があるという意見とともに、家族会、障害者関係団体などから、障害児に対する地域の理解促進、保護者の就労の際に必要な放課後等デイサービスの充実、子どもから大人までの一貫したサポートの必要性、通学の交通手段の充実などについて意見が出されています。

これらを踏まえ、第5次計画期間中には、障害のある子どもに対する支援は、その家庭への支援も一体的に取り組んでいくことが重要ととらえ、保護者などに対する各種支援についても検討していく必要があります。

また、乳幼児期から学齢期、青年期に至るまで、発達段階に応じた適切な支援が途切れずに受けられるよう、関係機関の連携による体系的な支援体制を構

築していく必要があります。

#### (6) 障害者差別解消に向けた取り組み

平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が公布され、平成28年4月1日から施行されることから、差別の解消や合理的配慮の提供などについての理解を深めるための啓発事業を実施するとともに、障害者差別に関する相談体制の整備、市職員が適切に対応するための職員対応要領の策定、障害者差別に関する相談などに係る協議を行う会議の場の設置、相談事案への適切な対応方法、啓発事業について取り組みをすすめていく必要があります。

## 第3章 第5次障害者計画における取組み

### 1 啓発・広報の充実

---

#### (1) 今後の基本方針

一口に障害といっても、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）高次脳機能障害、難病等その種別や程度も多様です。障害のある人もない人も全ての人が、障害に関する理解と認識を深めるため、啓発・広報活動を行います。

平成27年1月に実施した「佐倉市障害福祉についての実態調査」では、日頃から、差別、偏見、疎外感を感じると答えた人の割合は50%以上に達しました。障害者が社会生活の様々な場面で不利益を余儀なくされていると感じている実態があることを踏まえ、障害者本人や障害者家族会、佐倉市障害者総合支援協議会などと連携して、市民講座等に加えてデリバリー（出前）講座も実施するなど、さらに積極的な啓発活動につとめるとともに、福祉教育の充実についても検討します。

また、障害者が利用できる各種福祉サービスはもとより、生活にかかる情報まで、広報紙やインターネット等を通じた的確な情報提供を行います。

その際には、ユニバーサルデザイン等に配慮したり、音声コードを付したりするなど、障害の特性をふまえた情報提供、意思疎通に配慮します。

## (2) 主な新規・拡大事業

事業名	事業の内容
啓発・理解講座の実施	障害者週間等を活用し、全ての人に障害や福祉に関する理解と認識を深める啓発活動を推進します。
学校教育等への啓発事業の実施	教育委員会等との連携を強化し、学校教育などへ積極的に参加し、デリバリー（出前）講座などを実施します。
福祉教育の充実	知的障害者や精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等様々な障害についての理解を深める福祉教育について研究します。
「こうほう佐倉」、インターネットを活用した情報発信の充実	「こうほう佐倉」に障害福祉特集号などを掲載します。 『障害者のしおり』の窓口配布、インターネットによる情報提供を行います。
啓発冊子、パンフレットの作成	『障害のあるかたへのサポートブック～ともに支え合う街、佐倉～』を利用して、啓発活動に努めます。 障害に関するわかりやすいパンフレットを作成・配布します。
ユニバーサルデザインの推進、ユニバーサルフォントの活用	情報発信にあたっては、あらゆる障害の方へわかりやすいデザイン、フォントを活用します。

## 2 相談支援体制の充実

---

### (1) 今後の基本方針

障害のある人が地域生活を送る上で、いつでも気軽に相談ができ、適切な情報提供や支援を受けることができる体制が不可欠であることから、相談支援事業所をはじめ、障害者虐待防止センター、身体・知的障害者相談員、その他関係機関や関係団体等と連携を図りながら、重層的な相談支援体制を構築していきます。

一番の相談相手である家族の高齢化、相談支援事業が当事者へ十分に浸透していないなどの課題があることから、支援を必要とする障害者、難病患者、高次脳機能障害や発達障害のある人などに対する障害の特性に応じた相談窓口を整理して、わかりやすい情報発信に努めます。

また、身近な地域で一元的な障害福祉サービスを受けることができるよう、指定相談支援事業者、サービス提供事業者等との連携を取りながら、相談支援体制の拡充を図ります。

更に、相談支援にあたっての意思疎通支援のあり方や、ピアサポート（ピアカウンセリング）、ひきこもりの精神障害者への対応についても検討していきます。

## (2) 主な新規・拡大事業

事業名	事業の内容
相談支援体制の連携強化	相談支援事業所、身体・知的障害者相談員、佐倉市障害者総合支援協議会等の関係機関との連携強化を図るとともに、相談支援体制の拡充についても関係機関・事業所と協議を進めます。
相談支援体制の拡充	障害者手帳所持者のみならず、社会的障壁により社会生活等に相当な制限を受けている方や、ひきこもり状態にある方等の自立及び社会参加の促進を図ること等を目的に、相談支援体制の拡充について協議を進めます。
わかりやすい相談窓口パンフレットの作成・啓発	障害特性に応じた相談窓口を整理し、こうほう佐倉、ホームページ等を通じて情報提供に努めます。
障害特性に応じた相談支援	視覚障害、色覚異常、聴覚障害、音声機能障害、言語機能障害のある人、盲ろう者などコミュニケーションに障害のある人への意思疎通支援について検討します。
相談支援におけるピアサポートの研究	ピアサポート（ピアカウンセリング）を実施するピアサポーターの育成、活用について検討します。
精神障害者への相談支援	健康福祉センター（保健所）や医療機関、民生委員等との連携を強化するなど、孤立等している精神障害のある人を把握するための仕組みや相談支援について検討します。

### 3 サービス提供基盤（生活支援サービス）の充実

---

#### （１）今後の基本方針

本市の共同生活援助（グループホーム）及び施設入所支援の支給決定者のうち、約 7 割のかたが市外のグループホーム及び施設を利用している状況を鑑み、住み慣れた地域社会での生活を継続していくために、ハード面では、グループホームなど住まいの場の整備の促進を図ります。

一方、ソフト面では、在宅サービスや日中活動の場の充実に努めます。

在宅の重症心身障害児（者）や高齢障害者の増加が見込まれることから、医療的ケアが実施できる日中活動の場や医療との連携についても検討します。

また、災害時や緊急時において、自力での避難もしくは周囲の人への適切な意思表示が困難になる可能性があることから、緊急時に適確な支援を受けられる体制の整備を進めます。

さらに、災害時等の医薬品の手配や医療的ケアに不安を感じている人も多いことから、支援体制の充実とその周知について関係機関と連携を図ります。



## (2) 主な新規・拡大事業

事業名	事業内容
グループホーム等の整備促進	<p>グループホーム等の整備について誘致をすすめます。</p> <p>グループホームの運営安定化、並びに入居者の負担軽減に向けた支援を実施します。</p>
在宅サービスの充実	<p>在宅生活でのニーズに対応するため、在宅サービス（居宅介護、同行援護、短期入所、意思疎通支援、移動支援等）の充実について検討をすすめます。</p> <p>障害の重度化や障害者の高齢化に伴い、居宅介護や医療的ケアのニーズが高まっていることから、ホームヘルパーの確保、訪問看護や訪問診療など、医療機関との連携について検討をすすめます。</p>
日中活動の場の充実	<p>障害者の特性やニーズに応じて利用可能な日中活動の場（生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、地域活動支援センター）の整備を促進します。</p> <p>医療的ケアができる生活介護などの日中活動の場について検討をすすめます。</p>
災害時等の支援体制の整備	<p>避難行動要支援避難者名簿の作成、更新を行うとともに、名簿を活用した平常時の見守り方法について検討をすすめます。</p> <p>災害時の生活物資や福祉用具、医薬品等の提供体制や周知方法について検討をすすめます。</p>

## 4 社会参加の促進

---

### (1) 今後の基本方針

障害のある人の社会参加・地域参加は、共生社会の実現に向けて欠かせない要素です。文化芸術活動、スポーツ等の活動機会の充実を図るとともに、障害者が参加できる活動についての情報発信に努めます。

また、障害者の自立に必要な就労の場や就労につながる訓練等の場が身近な地域に増えるように、就労継続支援、就労移行支援事業所等の整備の促進を図ります。

障害者の社会参加に欠かすことのできない、移動支援サービスの充実や意思疎通支援や情報保障の在り方についても検討していきます。

### (2) 主な新規・拡大事業

事業名	事業の内容
障害者スポーツ等に関する講座の実施	障害者がスポーツやレクリエーション、文化活動に参加できるような支援体制の整備、啓発講座等を開催します。
障害福祉サービス事業所等の情報発信	障害福祉サービス事業所や障害者に向けたサービスを実施している施設について、わかりやすい情報発信に努めます。
就労移行支援事業所等の整備支援	就労形態に応じた就労移行支援、就労継続支援事業所の整備の支援に努めます。 障害者優先調達推進法に基づき、物品等の発注を推進します。

<p>就労移行支援、就労継続支援、生活介護事業所等の製品販売及び、ふるさと納税特産品制度を活用した販売方法の充実</p>	<p>ふるさと納税特産品などを通じて、就労移行支援、就労継続支援、生活介護事業所等の製品の研究、販売促進の方法を検討します。</p> <p>生活介護事業所、新規就農者などと連携し、ユニバーサル農業の充実に努めます。</p>
<p>移動支援サービスの充実</p>	<p>障害者の外出等を支援するための移動支援サービス（同行援護、行動援護、地域生活支援事業の移動支援等）の充実について検討します。</p>
<p>意思疎通支援や情報保障体制の充実</p>	<p>先天性の障害がある人や途中で障害を持った人が、引き続き、地域で生活を営めるよう、社会生活を営む上で重要な手段となる情報の取得や、コミュニケーションなどの支援体制の充実について検討します。</p>

## 5 障害のある子どもへの支援の充実

---

### (1) 今後の基本方針

障害の有無にかかわらず、子どもたちが身近な地域で育まれる環境作りのため、就学前の療育を行う児童発達支援施設や就学後の放課後や長期休業中の支援を行う放課後等デイサービス施設の整備の促進を図るとともに、それらの施設等に関する情報発信に努めます。

発達に障害のある子どもを育てる家族が、不安を抱え込むことがないよう、児童発達支援利用者の保護者等向けの実態調査を行うとともに、これまでモデル事業として配置してきた、質問や悩みに応える療育支援コーディネーターを配置するなど、子どもと家族が一体となった相談支援体制の充実を図ります。

子どもの成長に伴って関わる機関が変わっていくことから、就学前から就学後、青年期まで、年代ごとに支援が途切れることなくスムーズに移行できるよう、各機関が障害の特徴や支援内容を記録した「ライフサポートファイル」を活用しながら、一人ひとりの発達段階に応じた一貫した支援を進めていきます

## (2) 主な新規・拡大事業

事業名	事業の内容
障害児通所支援事業所の整備支援	児童発達支援、放課後等デイサービス施設の整備の支援に努めます。
さくらんぼ園などの障害児通所支援事業所の情報提供	こうほう佐倉、ホームページ等を通じて、児童発達支援、放課後等デイサービス施設等の情報発信を行います。
保護者を中心とした実態調査の実施	第5期障害福祉計画の策定時期に、児童発達支援施設利用者の保護者等に実態調査を行います。
相談支援体制の充実	通園・通学している保育園・幼稚園・学校、自宅等に訪問し、障害児の成長・発達、入園・就学に関する相談、質問や悩みに答え、必要に応じて、各種サービスの調整・紹介を行うコーディネーターを配置します。
ライフサポートファイルの活用	年代ごとに支援が途切れず、一貫したサービスが継続できるようライフサポートファイルなどを活用します。

## 6 障害者差別解消に向けた取り組み

---

### (1) 今後の基本方針

平成28年4月から、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行により、国や地方自治体には差別的取扱いの禁止と合理的配慮が義務化されます。これに対応して、職員対応要領の策定による市職員の意識改革を進めます。

あわせて、市民や民間事業所などに対しての障害者差別解消に関する普及啓発や、障害に関する理解の促進に向けた啓発活動を推進します。

また、差別事案について、関係機関で連携した対応を行うことを目的に（仮）障害者差別解消支援地域協議会を設置します。

## (2) 主な新規・拡大事業

事業名	事業の内容
<p>障害者差別の解消に向けた体制整備</p>	<p>職員対応要領の作成に取り組み、行政機関等における障害を理由とする不当な差別的取扱いになるような行為の具体例や合理的配慮について規定します。</p> <p>障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し研修及び啓発を行います。</p>
<p>(仮) 障害者差別解消支援地域協議会の設置</p>	<p>差別事案について、関係機関で連携した対応を行うことを目的に、(仮) 障害者差別解消支援地域協議会を設置します。</p>
<p>障害者差別解消法の普及啓発活動、障害に関する理解促進講座の実施</p>	<p>差別の背景には障害に関する知識や理解の不足、偏見といったものに起因する面が大きいと考えられることから、障害者差別解消法に関する啓発事業、講座等を実施します。</p>

## 7 計画の進行管理

---

障害者基本法第36条に基づき、佐倉市障害者総合支援協議会等に、本計画の実施状況を報告し、計画の推進のために意見を求め、その結果については、ホームページなどを通じて広く公表することとします。

また、国の動向や社会情勢、本市の障害者の置かれている状況等が変化した場合、計画期間中でも本計画を見直すなど、その変化に柔軟に対応していきます。



## 資料編（用語解説）

---

### 【あ行】

#### 意思疎通支援（14P）

障害のある人とない人との意思疎通のための支援。聴覚障害者との手話通訳や要約筆記、盲ろう者との触手話や指点字、視覚障害者との代読や代筆、知的障害者や発達障害のある人、重度の身体障害者とのコミュニケーションボードによる意思の伝達などが挙げられる。

#### 移動支援（14P）

屋外での移動が困難な障害者に対して、社会生活において必要な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援すること。

#### 医療的ケア（21P）

家族や看護師が日常的に行っている、経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のこと。

#### 音声コード（17P）

視覚障害者など向けに文書の内容を音声で読み上げるための元データが印刷された二次元バーコードのこと。1つのバーコードで、800文字分のデータを入れることができる。SPコードと呼ばれることもある。

### 【か行】

#### 介護支援専門員（ケアマネジャー）（13P）

介護保険法において要支援・要介護認定を受けた人からの相談を受け、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、他の介護サービス事業者との連絡、調整等を行う。

#### 基幹相談支援センター（13P）

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援（身体障害、知的障害、精神障害）、地域の相談支援体制の強化の取組、地域移行・地域定着の促進の取組及び権利擁護・虐待防止を総合的に行う施設。

#### 共同生活援助（グループホーム）（21P）

家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境で、自立した生活を

継続できるように、少人数で共同生活を営む住居のこと。

#### 居宅介護（ホームヘルプサービス）（14P）

ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行うこと。

#### 権利擁護（4P）

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害者等に代わって、人権を始めとしたさまざまな権利を保護したり、本人に代わってその財産を適切に管理したりすること。

#### 広域専門指導員（13P）

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づく指導員。健康福祉センター（保健所）や県障害者相談センターなどの県内16箇所において地域相談員や関係機関と連携して障害者差別に関する相談や事案の解決に当たる。

#### 高次脳機能障害（19P）

病気や事故などの原因で脳が損傷されたことにより、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等のこと。

#### 工賃（15P）

就労継続支援B型事業所などで、生産活動に従事する利用者に支払われる。生産活動に係る事業収入から、生産活動に係る必要経費を差し引いた額に相当する金額が工賃として支払われる。

#### 行動援護（24P）

行動に著しい困難を有する知的障害者や精神障害者が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助をヘルパー等が行う。

#### 合理的配慮（3P）

障害者が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、個別の状況に応じて行われる配慮をいう。

## 【さ行】

### サービス等利用計画（12P）

障害者総合支援法において、障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障害者のニーズや置かれている状況等をふまえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画。指定特定相談支援事業者が作成する。

### 施設入所支援（21P）

施設に入所する障害者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行う。

### 児童発達支援（施設、事業所）（3P）

障害のある子どもに、日常生活の基本動作の指導や、訓練など必要な支援を行う療育施設。

### 児童発達支援センター（3P）

児童発達支援の機能に加え、施設の有する専門的機能を生かし、地域の障害のある子どもやその家族への相談、障害のある子どもを預かる施設への援助・助言を併せて行う地域の中核的な療育施設。

### 社会的障壁（2P）

障害者が社会生活を営むうえで妨げとなる社会的な制度や慣行などをいう。

### 重症心身障害児（者）（21P）

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態にある障害児や障害者を重症心身障害児（者）という。

### 就労移行支援事業（22P）

企業など通常の事業所での就労を希望する障害者に対して、一般就労への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を行う事業。

### 就労継続支援事業（22P）

#### ・就労継続支援A型事業

企業など通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力が高

まった人について、一般就労への移行に向けた支援を行う事業。

・就労継続支援B型事業

企業など通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対して、雇用契約に基づかない就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力が高まった人について、一般就労への移行に向けた支援を行う事業。

障害者虐待防止センター（19P）

市町村は、障害者虐待防止センターとしての機能を果たすこととされており、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、使用者による障害者虐待の通報・届出の受理等の業務を行う。

障害者差別解消支援地域協議会（27P）

障害者差別解消法の施行に伴い、「制度の谷間」や「たらいまわし」が生じない体制の構築や地域全体での相談・紛争解決機能の向上を期待する。協議会においては①必要な情報の交換、②障害者からの相談及び相談事例を踏まえた差別解消のための取組に関する協議等を行う。

障害者週間（18P）

国民の間に広く障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、毎年12月3日から12月9日までの一週間を「障害者週間」として平成7年度に設けた。

障害者政策委員会（5P）

障害者基本計画の策定又は変更に当たって調査審議や意見具申を行うとともに、計画の実施状況について監視や勧告を行うための機関。内閣府に設置されている。

障害者総合支援協議会（12P）

都道府県及び市町村が設置する、障害者への支援体制の整備を図るために、関係機関、関係団体並びに障害のある人及びその家族などにより構成される協議会をいう。

協議会においては、地域における障害者への支援体制に関する課題についての情報共有、関係機関等の連携の緊密化及び地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

障害者総合支援法では協議会の設置は努力義務とされているが、千葉県においてはすべての市町村において協議会が設置されている。

#### 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（13P）

障害者に対する理解を広げて差別をなくす取組を進めることにより、誰もが暮らしやすい地域社会をつくることを目指し、平成18年10月に制定、平成19年7月に施行。何が差別にあたるのかを医療、福祉等の8つの分野別に定義し、① 個別事案を解決する仕組み、② 差別の背景にある制度や習慣を変えていく仕組み、③ 障害者に優しい取組を応援する仕組み、の3つの仕組みから構成される。

#### 障害福祉サービス（3P）

障害者総合支援法により定める障害者に提供される福祉サービスをいう。居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助から成り、これらは原則障害者等からの申請に基づき、市町村により支給される。

#### 情報保障（24P）

視覚、聴覚、音声・言語機能等の障害や、知的障害、発達障害など、コミュニケーションに障害のある人たちに、障害のない人と同じような情報提供が受けられるよう配慮すること。

#### 職員対応要領（16P）

障害者差別解消法において、地方公共団体は国が定める基本方針に即して「職員対応要領」を定めるよう努めることとされている。職員が事務事業を行うに当たり、障害を理由とした差別を行わないよう適切に対応するための事項を定め、具体的な差別行為や望ましい合理的配慮も例示したもの。

#### 身体障害者手帳（9P）

身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障害のある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として都道府県知事が交付。各種援護施策の基本となっており、税の控除・減免やJR運賃の割引等を受けられることができる。障害の等級には、障害の度合いにより1級から6級がある。

### 身体・知的障害者相談員（19P）

身体障害者福祉法・知的障害者福祉法に規定された、障害者の相談に応じる民間の相談員。

### 生活介護（22P）

障害者支援施設などで、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。

### 精神障害者保健福祉手帳（10P）

精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する人のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人を対象として交付する手帳。

### 障害等級精神障害の状態

1級	精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2級	精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3級	精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

### 相談支援事業所（13P）

#### ・一般的な相談支援

障害者の福祉に関する様々な問題について、相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行う。

#### ・障害福祉サービスの利用計画の作成（指定特定相談支援事業所）

障害者の心身の状況、置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情を勘案し、利用するサービスの種類や内容を記載した「サービス等利用計画案」を作成する。障害福祉サービス事業者等との連絡調整も行う。

#### ・地域生活への移行に向けた相談支援

施設や病院から地域生活へ移行するための相談に応じ、支援を行う「地域移

行支援」と、地域生活を継続していくための支援を行う「地域定着支援」がある。

#### 【た行】

##### 短期入所（ショートステイ）（14P）

自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害者に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行う。

##### 地域相談員（13P）

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、身近な地域で障害者差別に関する相談を行う。委員の構成は、身体障害者相談員、知的障害者相談員のほか、精神障害者の支援を行っている人、人権擁護委員、元学校教員など。

##### 地域活動支援センター（22P）

障害者総合支援法に規定された地域生活支援事業のうち、創作的活動又は生産的な活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を図る施設。

##### 千葉県千葉リハビリテーションセンター（13P）

リハビリテーション医療施設（病院）、医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援センター、障害者支援施設並びに補装具製作施設として、身体障害者に、入院・外来診療または一定期間の入所により、高度の医学的、社会的及び職業的リハビリテーションを総合的に行い、これらの方々の社会復帰及び家庭復帰の促進を図るとともに、千葉県内の同種施設に対する技術的な助言、支援を行うセンター的役割を果たすことを目的として設置されたもの

##### 中核地域生活支援センター（13P）

子ども、障害者、高齢者など一人ひとりの状況にあわせて、福祉サービスのコーディネーター、福祉の総合相談、権利擁護を24時間365日体制で行う。千葉県の独自制度。

##### 同行援護（14P）

移動に著しい困難を有する視覚障害者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、必要な援助を適切かつ効果的に行う。

## 【は行】

### 発効（４P）

条約の内容が実際に行使されること。

### 発達障害（１３P）

発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義している。

### 発達障害者支援センター（１３P）

発達障害者支援法に基づき自閉症等の特有の発達障害を有する障害のある人及びその家族等を総合的に支援するために設置された支援拠点で、発達障害のある人及びその家族等からの相談に応じるとともに、関係者の研修や関係機関等との連携等により地域の総合的な支援体制づくりの役割を担っている。

千葉県では相談窓口を千葉市及び我孫子市の２か所に設置している。

### ピアサポート（ピアカウンセリング）（１３P）

障害のある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動。また、この活動をする人を「ピアサポーター」という。

### 批准（４P）

条約に対して国家が同意すること。

### 避難行動要支援者（２２P）

災害時に、必要な情報を迅速かつ的確に把握して自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人。

### 福祉避難所（１４P）

既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障害者など一般の避難所では生活に支障を来す人に対して、ケアが行われるほか、避難者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られている。

### ふるさと納税（２４P）

自治体に対する寄附。自治体に対して寄付した場合、自治体以外に寄附をする場合の控除に加えて特別な控除が受けられる。



### 保育所等訪問支援（3P）

障害児が障害児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、障害児の状況や、環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うもの。

### 放課後等デイサービス（3P）

学校通学中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等行ったり、放課後等の居場所づくりも行う。

### 法定雇用率（3P）

「障害者雇用促進法」により、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけた割合。

### 訪問看護（22P）

訪問看護ステーションから専門の看護師等が、障害者の家庭を訪問し、病状や療養生活を看護の専門家の目で見守り、適切な判断に基づいたケアとアドバイスで、24時間365日対応し、在宅での療養生活が送れるように支援すること。

### 訪問診療（22P）

医師が障害者の家庭を訪問し、定期的な在宅医療を実施すること。

### 【や行】

#### ユニバーサルデザイン（17P）

年齢、性別、身体、国籍など、人々が持つ様々な特性や違いを越えて、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建物・施設、製品等のデザインをしていこうとする考え方。

#### ユニバーサルフォント（18P）

ユニバーサルデザインの考え方に基づいたフォント。

### 【ら行】

#### ライフサポートファイル（25P）

障害のある子どもについて、ライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい移行期においても一貫した支援が継続されるよう、家族や関係機関が共に関わることのできる情報伝達ツールとして、本人に関する様々な情報や支援内

容を記録し、関係機関等の支援計画を1冊にまとめたファイル。

### 療育（10P）

障害児及びその家族、障害に関して心配のある人等を対象として、障害の早期発見・早期治療又は訓練等による障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行なうこと。

### 療育支援コーディネーター（25P）

在宅の重症心身障害の状態にある子ども、知的障害、身体障害や発達障害のある子ども等が、ライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、その相談に応じて支援に関するケースを管理し、行政から民間までの医療・福祉・教育等関連機関の連携を調整する役割を担う。

### 療育手帳（10P）

知的障害者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定以上の障害がある人に対し申請に基づいて障害程度を判定し、療育手帳制度に定める「知的障害者」であることの証票として都道府県知事が交付するもの。

### 障害程度 障害程度の基準

㉠	知能指数がおおむね20以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者
Aの1	知能指数がおおむね21以上35以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者
Aの2	知能指数がおおむね36以上50以下の者で視覚障害、聴覚障害、肢体不自由を有し、身体障害者福祉法に基づく障害等級が1級、2級または3級の手帳を所持しており、日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者
Bの1	上記以外の者で、知能指数がおおむね36以上50以下の者で日常生活において介助を必要とする程度の状態にある者
Bの2	知能指数がおおむね51以上75程度の者で日常生活において介助を必要とする程度の状態にある者

※障害者相談センターにおける㉠の取扱いは下表による

㉠の1	知能指数がおおむね20以下の者で日常生活において常時特別の介助を必要とする程度の状態にある者
-----	--

㉔の2	知能指数がおおむね20以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者で、㉔の1以外の者
-----	---